

2019年版不公正貿易報告書及び 経済産業省の取組方針について

令和元年6月

通商政策局

通商機構部国際経済紛争対策室

不公正貿易報告書と取組方針

- 経済産業省は、産業界からの情報等に基づき、国際ルールと整合的でない外国政府の措置に関する情報収集を行い、不公正貿易報告書のとりまとめ及び経済産業省としての取組方針を策定。

「不公正貿易報告書」（産構審報告書）

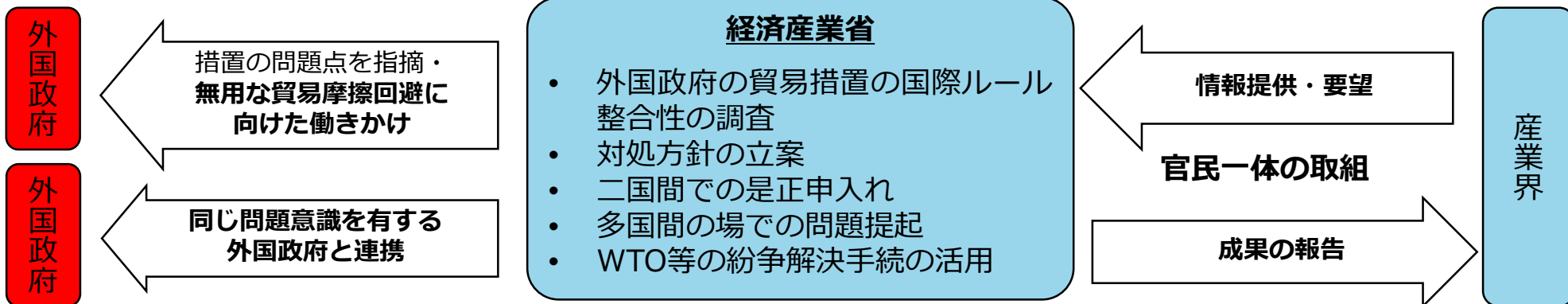
- 外国政府の貿易措置について、専門家（産業構造審議会不公正貿易政策・措置調査小委員会。委員長:木村福成 慶應大学教授）が、WTO協定等の国際ルールに基づき問題点を指摘。
- 1992年以来、毎年公表（2019年版で28回目）。今年は6月26日に公表。
- 米国（外国貿易障壁報告書）、EU（貿易・投資障壁報告書）も、同様の報告書を定期的に公表。

「経済産業省の取組方針」

- 「不公正貿易報告書」が問題点を指摘した貿易措置のうち、その是正に向けて特に優先的に取り組む案件を掲載。あわせて、当該案件に関する取組状況及び成果を公表。
- 我が国産業界及び同一関心を有する外国政府との連携も促進。

（注）両者を一体として公表することにより、

- ① 外国政府に問題を認識させるとともに、日本と同じ問題意識を持った他国とも連携する
- ② 産業界に政府の取組状況及び成果を共有し、産業界からの各種不公正措置の情報提供を促すことが狙い。報告書は広く外国政府に送付し、産業界向けには説明会を行うほか、HPに掲載して周知する。



1. 不公正貿易報告書

2019年版「不公正貿易報告書」の構成

- 全体は三部構成であり、第Ⅰ部でWTO協定等の国際ルールに基づき問題点を指摘するとともに、第Ⅱ部（WTO協定）及び第Ⅲ部（経済連携協定等）で国際ルールの概要について解説。

序論	国際的に合意されたルールに基づき「公正性」を判断するという「ルール志向」の考え方を提示
第Ⅰ部	中国、米国、ASEAN諸国、EU、韓国、ロシア、インド、ブラジルなど19ヶ国・地域の150措置等を指摘
第Ⅱ部	関税、AD協定、補助金協定、SG協定、サービス協定、知的財産、政府調達協定、電子商取引など、WTO協定と主要ケースについて解説
第Ⅲ部	TPP協定等我が国の主要な経済連携協定や投資協定について解説
資料編	最近のWTO定期閣僚会合の動向や、WTO紛争案件に関する参考資料を掲載

2019 年版

不公正貿易報告書

WTO協定及び経済連携協定・投資協定から見た
主要国の貿易政策

新規掲載措置

- 新規に取り上げた措置は、13件。

国名	措置	概要	頁
中国	造船補助金	自国造船業に対し、政府系金融機関による大規模金融支援等の公的助成が実施されており、これらの措置は市場を歪曲し、造船業における供給能力過剰問題の早期解決を阻害する恐れがある。	P25
	自動車投資管理規定	「自動車産業投資管理規定」（2019年1月発効）は、投資プロジェクトの許可要件を規定しており、適用態様次第では、投資条件としての実績要求（技術移転要求や、中国での研究・開発実施要求を含む）を禁じる中国加盟議定書7条3項に違反する可能性がある。	P26
ベトナム	鉄鋼半製品、棒鋼等に対するセーフガード措置および反迂回調査	2018年7月、線材、鋼線（原SG措置の対象品目の二次加工製品）に対する反迂回調査を開始。しかしながら、WTOに未通報であり、また、セーフガード協定第3条1項及びGATT第19条1項を充足していない可能性がある。	P75
インドネシア	輸入時所得税前払い制度及び税率引き上げ措置	輸入通関時に対象品目の輸入金額の一定率を所得税の前払いとして徴収し、年度終了後に過払分を還付する措置につき、同様の前払い徴収方法が課されていない国内産品と比較して、輸入品についてのみ金利負担等の不利益を課す点で内外差別に該当しうる。	P79
	医療品等の特許保護	特許法第4条(f)は、化学物質や医薬品の技術分野に対してより厳しい特許性の判断基準を設けるものであり、技術分野による差別を禁じるTRIPS協定第27条第1項に整合していない可能性がある。	P89
フィリピン	医療品等の特許保護	知的財産法第22.1条は、化学物質や医薬品の技術分野に対してより厳しい特許性の判断基準を設けるものであり、技術分野による差別を禁じるTRIPS協定第27条第1項に整合していない可能性がある。	P97

国名	措置	概要	頁
EU・カナダ・トルコ・EAEU	鉄鋼製品に対するセーフガード（4件）	各国は調査開始の理由として「米国による232条措置、他国の保護主義措置、世界的な過剰生産」を挙げるが、そのような輸入制限措置の応酬は、貿易を冷え込ませ、過剰供給をかえって悪化させる懸念がある。また、GATT19条1項(a)等の要件を充たさない懸念がある。	P103,P118,P136,P137
韓国	造船補助金	自国造船業に対し、政府系金融機関により大規模な公的助成が実施されているがこれらの措置は、補助金協定上禁止されている輸出補助金等に該当する疑いがあるほか、市場を歪曲し、造船業における供給能力過剰問題の早期解決を阻害する恐れがある。	P111
インド	太陽電池に対するセーフガード	WTO通報の公表時には既に利害関係者登録期限が到来するなど、SG協定3条1項を充足していない疑いがある。	P125
	個人情報保護法案	2018年7月に公表された個人情報保護法案は、「重要個人情報」の範囲や、データ越境移転の条件も不明確である等の懸念があり、引き続き法制化過程を注視する必要。	P129

特集記事

- 安全保障例外、産業補助金規律、WTO上級委員会をめぐる問題、について、掘り下げた分析を実施。

分野	コラム名	概要	ページ
第Ⅱ部第4章 正当化事由	安全保障例外～GATT21条 の解釈をめぐる論点	安全保障例外（GATT21条）の解釈上の論点と主要国のスタンスを紹介するとともに、同例外に関するWTO紛争解決手続の状況を示す。	P215
第Ⅱ部第7章 補助金	補助金規律強化の議論について	産業補助金規律強化について、三極貿易大臣会合等、最近の国際的な取り組みを示すとともに、今後の検討課題を示す。	P265
第Ⅱ部第17章 紛争解決	WTO上級委員会をめぐる 問題について	上級委員会問題について、昨年度の報告書をアップデートし、米国が指摘する5点の問題点を敷衍するとともに、昨年11月に提出されたEU等による共同提案の内容等の本問題の解決に向けた動きを概観する。	P397

2. 経済産業省の取組方針

不公正貿易報告書を受けた経済産業省の取組方針の概要 (2019年6月26日公表)

- 個別案件について、二国間・多国間協議や、WTO紛争解決手続を通じた問題解決
 - ・1995年のWTO発足以来、DSが活用された案件は584件に上る（2019年6月26日現在）
 - ・我が国が協議要請した26件中、係争中の5件を除いた21件のうち19件は、我が国の主張に沿った解決。
- WTO・三極貿易大臣会合などを通じて行う公平な競争条件の確保のためのルール形成
- 韓国の水産物輸入規制に関する上級委報告書も踏まえ、上級委員会をめぐる問題について積極的に議論に貢献

2019年度の優先取組案件

- 韓国（造船業支援）、中国（外商投資法）の2つの措置を新規に掲載。
- 印のICT製品に対する関税措置について、紛争解決手続を開始。
- 措置の詳細が不明であるものの、特に注視が必要な案件について、下記（４）を新設して列挙。
- 韓国の水産物ケースも踏まえ、WTO紛争解決手続をめぐる課題への対応を記載。

1. 個別案件

（１）WTO紛争解決手続を開始したもの

- 韓国：自国造船業に対する支援措置【協議】（国土交通省の取組を支援）【新規】
- 韓国：ステンレススチール棒鋼に対するサンセット・レビュー【パネル】
- 韓国：空気圧伝送用バルブに対するAD課税措置【上級委】
- インド：ICT製品に対する関税措置【協議】
- インド：熱延コイルに対するセーフガード（SG）措置【上級委】

（２）WTO紛争解決手続の開始も視野に二国間・多国間協議を通じて問題解決を図るもの

- 中国：アルミ補助金
- 中国：サイバーセキュリティ法
- 中国：AD措置の不適切な運用
- 米国：1962年通商拡大法232条に基づく輸入制限措置
- 米国：サンセット・レビュー手続及び不当に長期にわたる対日AD措置
- ベトナム：輸入自動車認証制度

（３）WTO勧告の早期履行等を求めているもの

- 米国：ゼロイング
- ブラジル：自動車等に対する内外差別的な税制恩典措置

（４）措置の詳細が不明であるものの貿易・投資への影響が大きく、その運用について特に注視が必要なもの

- 中国：外商投資法【新規】
- 中国：輸出管理法案

2. WTO紛争解決手続をめぐる課題への対応

WTO紛争解決制度が適切に機能するよう、上級委員会をめぐる問題について積極的に議論に貢献

昨年の優先取組案件の進捗

- 2018年版からの進捗は以下の通り。

2018年版取組方針掲載案件

(1) WTO紛争解決手続を開始したもの

-  韓国：ステンレス鉄鋼に対するADサンセットレビュー
-  韓国：空気圧バルブに対するAD措置
-  インド：熱延コイルSG措置
-  ブラジル：内外差別的な税制恩典措置

(2) WTO紛争解決手続の開始も視野に二国間・多国間協議を通じて問題解決を図るもの

-  中国：内外差別的なライセンス規制 ⇒改善
-  中国：アルミ補助金
-  中国：輸出管理法案
-  中国：サイバーセキュリティ法
-  中国：AD措置の不適切な運用
-  米国：232条に基づく輸入制限措置
-  米国：不当に長期のAD措置
-  インド：ICT製品に対する関税措置
-  ベトナム：輸入自動車認証制度

(3) WTO勧告の早期履行を求めているもの

-  米国：ゼロイング

2019年版取組方針掲載案件

(1) WTO紛争解決手続を開始したもの

-  **韓国：自国造船業に対する支援措置【新規】** (国交省の取組を支援)
-  韓国：ステンレス鉄鋼に対するADサンセットレビュー
-  韓国：空気圧バルブに対するAD措置
-  **インド：ICT製品に対する関税措置**
-  インド：熱延コイルSG措置

(2) WTO紛争解決手続の開始も視野に二国間・多国間協議を通じて問題解決を図るもの

-  中国：アルミ補助金
-  中国：サイバーセキュリティ法
-  中国：AD措置の不適切な運用
-  米国：232条に基づく輸入制限措置
-  米国：不当に長期のAD措置
-  ベトナム：輸入自動車認証制度

(3) WTO勧告の早期履行を求めているもの

-  米国：ゼロイング
-  **ブラジル：内外差別的な税制恩典措置**

(4) 措置の詳細が不明であるものの特に注視が必要なもの

-  **中国：外商投資法【新規】**
-  中国：輸出管理法案

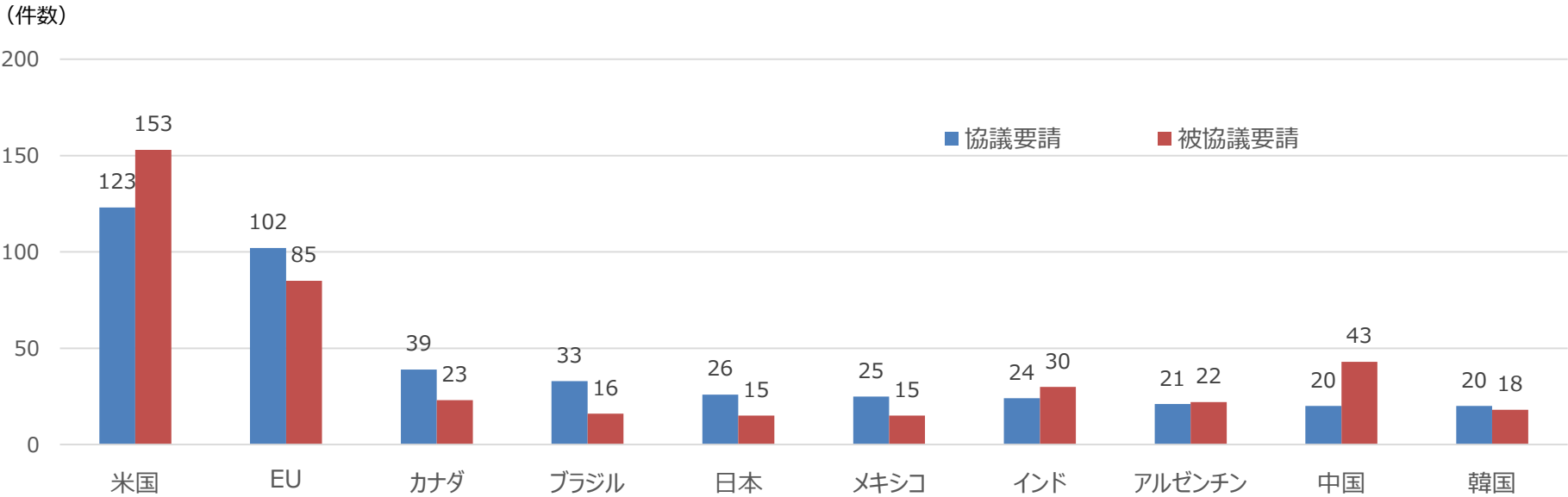
3. 參考資料

(参考 1) 優先取組案件に掲げた国別措置数の推移 (5 年間)

	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
中国	4	3	3	5	5
米国	4	3	3	3	3
韓国	0	1	2	2	3
インド	0	1	1	2	2
ブラジル	1	1	1	1	1
ベトナム	0	0	0	1	1
インドネシア	2	2	0	0	0
アルゼンチン	1	1	1	0	0
ウクライナ	1	0	0	0	0
ロシア	1	0	0	0	0
合計	14	12	11	14	15

(参考 2) 各国のW T O 紛争解決手続利用状況

- 二国間協議要請・被要請を合わせて、D S 利用件数の上位は米国、EU、中国、カナダ。
- 途上国（ブラジル、アルゼンチン、メキシコ、インド等）も、積極的にD Sを活用。
- 近年、要請・被要請とも、中国関連の事案が増加している。



	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	合計
要請	1	2	1	1	2	1	0	2	0	1	0	0	0	2	0	1	0	3	2	0	2	2	0	2	1	26
被要請	4	4	3	1	0	0	0	1	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	15

(参考 3) 我が国がWTO紛争解決手続に付託した事案

- 係争中の 5 件を除く 2 1 件中、1 9 件で我が国の主張に沿った解決がなされている。

案件名	協議要請	パネル設置	報告書採択	結論
1. 米国通商法 3 0 1 条に基づく一方的措置(DS6)	1995.5	－	－	二国間合意により終了(1995.7)
2. ブラジル自動車政策(DS51)	1996.7	－	－	協議中断(ブラジルが事実上措置撤廃)
3. インドネシア自動車政策(DS55, 64) ※ 1 件とカウント	1996.10	1997.6	1998.7(パネル)	我が国の主張容認
4. 米国の地方政府の調達手続問題(DS95)	1997.10	1998.10	－	パネル消滅(2000.2)(米国内で違憲判決)
5. カナダの自動車政策に係る措置(DS139)	1998.7	1999.2	2000.6(上級委)	我が国の主張容認
6. 米国の 1 9 1 6 年アンチ・ダンピング法(DS162)	1999.2	1999.7	2000.9(上級委)	我が国の主張容認
7. 米国の日本製熱延鋼板に対する A D 措置(DS184)	1999.11	2000.3	2001.8(上級委)	我が国の主張容認
8. 米国 1 9 3 0 関税法改正条項(バード修正条項)(DS217)	2000.12	2001.9	2003.1(上級委)	我が国の主張容認
9. 米国サンセット条項(DS244)	2002.1	2002.5	2004.1(上級委)	我が国の主張容認されず
10. 米国の鉄鋼製品に対するセーフガード措置(DS249)	2002.3	2002.6	2003.12(上級委)	我が国の主張容認
11. 米国のゼロイング方式による不当なダンピング認定(DS322)	2004.11	2005.2	2007.1(上級委)	我が国の主張容認
12. " (DS322)(履行確認パネル)	2008.4	2008.4	2009.8(上級委)	我が国の主張容認
13. E U の I T 製品の関税上の取扱い(DS376)	2008.5	2008.9	2010.8(パネル)	我が国の主張容認
14. カナダ・オンタリオ州のローカルコンテンツ措置(DS412)	2010.9	2011.7	2013.5(上級委)	我が国の主張容認
15. 中国のレアアース等輸出制限(DS433)	2012.3	2012.9	2014.8(上級委)	我が国の主張容認
16. アルゼンチンの輸入制限措置(DS445)	2012.8	2013.1	2014.1(上級委)	我が国の主張容認
17. 中国の日本製高性能ステンレス継目無鋼管に対する A D 措置(DS454)	2012.12	2013.5	2015.10(上級委)	我が国の主張容認
18. ロシアの自動車廃車税制度(DS463)	2013.7	－	－	協議中断(2014年1月、措置是正)
19. ウクライナ自動車セーフガード措置(DS468)	2013.10	2014.3	2015.7(パネル)	我が国の主張容認
20. 韓国の日本産水産物等の輸入規制(DS495)	2015.5	2015.9	2019.4(上級委)	我が国の主張容認されず
21. ブラジルの内外差別的な税制恩典措置について(DS497)	2015.7	2015.9	2018.12(上級委)	我が国の主張容認
22. 韓国の日本製空気圧送用バルブに対する A D 措置(DS504)	2016.3	2016.7		上級委審理
23. インドの熱延コイルに対する S G 措置(DS518)	2016.12	2017.4		上級委審理
24. 韓国の日本産ステンレス棒鋼への A D 措置に対するサンセット・レビュー(DS553)	2018.6	2018.10		パネル設置
25. 韓国の自国造船業に対する支援措置(DS571)	2018.12			協議
26. インドのIT製品に対する関税引上げ措置(DS584)	2019.5			協議

(参考 4) WTO紛争解決手続をめぐる課題への対応

- 現在、WTO上級委員の選任手続が停止しており、7名の定員中4名が欠員。さらに2名の委員の任期が終了する本年12月10日までに、新たに委員が選任されない場合、新規案件の受理ができなくなる。
- 本年4月の韓国による日本産水産物等の輸入規制に関する上級委報告書により、紛争が未解決のまま残されることもあるという課題も顕在化。
- 日本は、WTO紛争解決制度が適切に機能するよう、国際的議論を主導し、問題の早期解決に努めていく。

(参考) WTO上級委員会の概要

- ・定員7名。1事案を3名で審理。現在の委員は、バティア委員（印）、グラム委員（米）、ジャオ委員（中）。
- ・バティア、グラム両委員の任期は、本年12月10日までとなっている。

WTO紛争処理機関会合における 日本のステートメント概要 (2019年4月26日)

1. (韓国水産物ケースに関する) 今回の報告書において上級委員会は、
(ア) 明確な科学的根拠から導かれたパネルの判断を軽視するとともに、
(イ) 分析が十分でないとしてパネルの判断を取り消した一方、上級委として韓国による輸入規制措置の協定整合性の判断には入っておらず、問題である。
2. 上級委員会は、本事案ではパネル判断を棄却したのみで、結果として紛争解決に資するものとなっていない。こうした問題について、今後、WTO加盟国・地域とともに議論が必要。

G20の議長国としてWTO紛争処理制度の改革に関する議論を主導

G20貿易・デジタル経済大臣会合閣僚声明 (2019年6月9日)

63. 我々は、WTO加盟国によって交渉されたルールと統合的な紛争解決制度の機能に関し、行動が必要であることに同意する。

